



【第2回】

山形空港機能強化検討会議
庄内空港機能強化検討会議

～ 事務局報告資料 ～

令和8年 3月 26日

山形県

1. 国における費用対効果分析に関する動向	・ ・ ・ ・ ・	2
2. 令和8年度予算における検討内容	・ ・ ・ ・ ・	6
3. 山形県地域防災計画の修正	・ ・ ・ ・ ・	8
4. 空港基本方針の改正	・ ・ ・ ・ ・	9

1. 国における費用対効果分析に関する動向



航空分野における費用対効果分析に関する検討委員会

- 国土交通省では、航空分野における費用対効果分析に関する検討会を、令和7年度において3回にわたり開催
- 関係マニュアルの改定について、急激なインバウンド需要の増加等による社会情勢の変化やニーズに対応するべく、多角的な視点で検討が行われた



Press Release

令和7年11月6日
航空局 総務課 企画室
航空ネットワーク部 空港計画課
交通管制部 交通管制企画課

第1回 航空分野における費用対効果分析に関する 検討委員会の開催について

航空局においては、空港整備事業・航空路整備事業ごとに費用対効果分析マニュアルを策定・改定し、公共事業評価を行ってきました。

このたびの公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針の改定を踏まえ、関係マニュアルを改定すると共に、急激なインバウンド需要の増加等による社会情勢の変化やニーズに対応するべく、多角的な視点で検討を行うため、「第1回航空分野における費用対効果分析に関する検討委員会」を開催します。

1. 日 時：令和7年11月10日（月）10：00～12：00（WEB形式と対面形式の併用）
 2. 場 所：合同庁舎2号館 低層棟共用会議室1
（東京都千代田区霞が関2丁目1番2号）
 3. 構成員：別紙のとおり
 4. その他：
 - 傍聴は、報道関係者に限り可能です。会場でのカメラ撮りは会議冒頭（委員長挨拶まで）のみ可能とします。
 - 会場でのカメラ撮り又はWEBでの傍聴を希望される方は、11月7日（金）15時まで以下のとおり電子メールにて登録願います。
【連絡先】 hqt-jcabanpd-kikaku★gxb.mlit.go.jp（「★」を「@」（半角）に置換）
【件 名】（傍聴希望）航空分野における費用対効果分析に関する検討委員会
【本 文】社名、氏名（ふりがな）、連絡先（メールアドレス、電話番号）、傍聴の方法（会場又はWEB）、撮影機材（テレビカメラ等）
- ※ 取得した個人情報は適切に管理し、必要な用途以外に利用しません。
※ WEBでの傍聴は、通信設備の都合により1社につき1回線とします。

別 紙

航空分野における費用対効果分析に関する検討委員会

委員名簿

【委員】

<学識経験者> ※五十音順、敬称略

大串 葉子	同志社大学大学院ビジネス研究科 教授
加藤 一誠	慶応義塾大学商学部 教授
加藤 浩徳	東京大学大学院工学系研究科 教授
森 朝幸	日本大学理工学部 教授
平田 輝満	茨城大学大学院 教授
眞中 今日子	中央大学経済学部 准教授
屋井 鉄雄	東京科学大学 特任教授

<行政関係者>

魚谷 憲	国土交通省大臣官房技術審議官（航空）
早川 哲史	国土交通省大臣官房公共事業調査室長
後藤 暢子	国土交通省航空局総務課企画室長
楠山 哲弘	国土交通省航空局航空ネットワーク部空港計画課長
金籠 史彦	国土交通省交通管制部交通管制企画課長
勝谷 一則	国土交通省国土技術政策総合研究所空港研究部長

1. 国における費用対効果分析に関する動向



- 国土交通省におけるこうした議論に対し、県では、費用対効果分析の対象となる便益の拡大や、定量的評価・定性的評価の拡大及び重視、地方空港整備特別事業の採択要件の明確化について、意見として提出した

令和7年12月11日

国土交通省 航空局長 宮澤 康一 殿

航空分野における費用対効果分析に関する意見

記

現在、国土交通省では、「航空分野における費用対効果分析に関する検討委員会」を設置し、急激なインバウンド需要の増加等による社会情勢の変化やニーズに対応すべく、多角的な視点で検討を行っていること承知しております。

本県においても、インバウンド需要の増加等を踏まえ、山形空港、庄内空港のそれぞれで、地域の関係者や有識者等で構成する「空港機能強化検討会議」を設置し、地域において空港が果たすべき役割とそのため必要となる空港の機能強化等について議論を行っているところですが、一般論として、交通インフラについては、限定的な便益による費用便益分析の結果に偏重した事業評価となっており、地方における交通インフラ整備の効果が過小評価される傾向にあるのではないかと考えております。このため、今後は、空港整備に係る費用対効果分析についても検討を深めていく考えです。

つきましては、費用対効果分析に関する、現時点における本県の意見を下記のとおり提出させていただきますので、ご配慮いただけますようお願いいたします。なお、今後の「空港機能強化検討会議」の議論等を踏まえ、必要に応じて、改めて意見を提出させていただく場合もございますので、併せてご留意いただけますようお願いいたします。

1. 費用便益分析の対象となる便益の拡大

- 滑走路の必要延長は、気象条件や航空機の性能、航空会社各社の運航基準など様々な条件で異なることを、費用便益分析において考慮することを明確にすること
- 「定時性の向上・就航率の向上」のうち、空港の信頼性が向上し鉄道等からの利用転換等による需要の増加が見込まれる場合の便益について、費用便益分析の対象とするための計測手法を確立すること

2. 定量的評価・定性的評価の拡大及び重視

- 費用対効果分析において行う定量的評価及び定性的評価について、以下の効果を評価対象とするなど評価項目を拡大するとともに、新規採択時評価において費用便益分析と同等に重視することを明確にすること
 - ・ 滑走路延長による災害時の輸送能力の増大など、防災拠点としての機能向上に関する効果
 - ・ 地方への誘客拡大に伴う都市圏のオーバーツーリズム抑制による効果

3. 地方空港整備特別事業の採択要件の明確化

- 空港法附則第7条第1項及び第2項に基づく同事業の新規採択時評価について、一般の空港整備事業と区分し、同事業の目的に応じた評価項目や評価の基準を設けるなど、採択要件を明確にすること

山形県知事 吉村 美栄子

1. 国における費用対効果分析に関する動向

- 第3回検討委員会の資料では、下記のとおり、便益の拡大や定量的評価・定性的評価に関する記述の追加がなされている

表 空港整備事業の効果の例と費用対効果分析の中での取扱い

資料：国土交通省航空局資料を一部加工

評価項目	費用対効果分析での取扱い	効果項目の例	効果内容・指標の例 < >は改定マニュアルの記載箇所	
利用者(旅客・貨物)への効果	◎	旅行・輸送時間の短縮	<5.1 利用者便益>	
	◎	旅行・輸送費用の低減	<5.1 利用者便益>	
	○	定時性の向上・就航率の向上	<5.1.4 定時性の向上・就航率の向上に係る便益> (※)	
	○	運航頻度の増加	<5.1.3 運航頻度の増加に係る便益>	
	▲	安全・安心の向上	<付録7(1) 周辺空港被災時のバックアップ機能の強化>、航空機の安定運航の向上	
供給者への効果	◎	空港管理者の収益増加	<5.2.2(1) 空港管理者の供給者便益の計測方法>	
	(○)	ターミナルビル管理者の収益増加	<5.2.2(2) ターミナルビル会社の供給者便益への対応>	
	(○)	エアラインの収益増加	<5.2.2(4) エアラインの供給者便益への対応>	
	(○)	滑走路閉鎖リスクの回避	航空会社の回航費用等の回避、欠航損失の回避、遅延損失の回避	
	▲	機材繰りの効率化	就航率の向上	
	△	乗員、管制官等の負荷軽減	悪天候時の乗員の精神的負荷やワークロード軽減	
	(○)	アクセス交通機関事業者の収益等増加	<5.2.2(3) アクセス関係事業者の供給者便益への対応>	
社会全体への波及効果	▲	国際航空ネットワークの拡大	<付録7(2) 国際旅客・貨物定期便・チャーター便就航本数の増加>、国際定期便就航国数の増加	
	▲	企業等の進出	企業の新規設立数	
	▲	国内外観光入込客の増加	<付録7(3) 国内及び訪日外国人旅行者による観光消費額等の増加>	
	(○)	訪日外国人受入数の増加	訪日外国人等との交流機会・観光行動の増加	
	▲	雇用機会の拡大・地域産業の売上増	<付録7(4) 地域雇用・地域所得の増大、企業生産の増大>	
	▲	各種税収増加	法人税・所得税・土地関連税等の税収増加	
	▲	空港周辺の土地利用の促進	<付録7(5) 空港周辺の企業立地>、レクリエーション施設、宅地等の開発	
	▲	資産価値の増大	空港周辺や空港跡地の地価上昇	
	○	空港来訪者の増加	<5.4 空港来訪者の増加に係る便益>	
	▲	均衡のとれた国土形成への寄与(離島等の振興)	転入人口、離島への来訪者数	
	△	地域安全性の向上(災害時移動手段の確保)	災害時における他の幹線交通機関の代替機能	
	▲	災害時における防災拠点	<付録7(6) 災害時における一時避難場所としての活用>、<付録7(7) 周辺空港被災時のバックアップ機能の強化、防災備蓄品の保管>	
	(○)	離島等における救急医療搬送への対応	<付録8 離島等における救急医療搬送による救命率向上の便益>	
	▲	離島住民の生活の安定	<付録7(8) 離島における雇用機会の創出・拡大>	
	○	騒音等の変化(局所的環境改善)	<5.3 騒音等の変化に係る便益>	
	▲	地球的規模の環境問題への対応	<付録7(9) CO2排出削減>	
	地域との共生	▲	地域シンボルの形成	空港ターミナル
		▲	空港跡地の有効活用	企業立地、娯楽施設
▲		周辺住民との交流促進	<付録7(10)>	

【凡例】

◎: 基本的に便益として取り扱う項目(他の便益との重複計上は許されない)

○: 便益として取り扱うことが可能な項目(比較的正確に計測できるものに限る。但し、他の便益との重複計上は許されない。)

(○): 原則として計測対象外とするが、事業特性を踏まえ、必要に応じて便益として取り扱うことが可能な項目(比較的正確に計測できるものに限る。但し、他の便益との重複は許されない。)

▲: 便益以外の定量的効果として取り扱う項目

△: 定性的効果として取り扱う項目

- ◎: 今回追加となった、便益として取り扱うことが可能な項目 (※)
- : 今回追加となった、原則対象外だが、必要に応じて便益として取り扱うことが可能な項目
- ▲: 今回追加となった、定量的・定性的に取り扱う項目

注1: 図2の包含関係を踏まえつつ、必ずしも上記分類によらず、定量的・定性的評価を行うことができる

注2: 表中の項目以外についても、事業の意義を明らかにする上で、定量的・定性的評価を行うことができる

※ 参照する「空港保安システムの費用対効果分析マニュアル」にて、「欠航等の不安による機会損失の回避便益」が、便益として取り扱うことが可能な項目に追加

1. 国における費用対効果分析に関する動向

- 第3回検討委員会の資料では、便益の拡大や定量的評価・定性的評価に関する記述の追加がなされている

資料：国土交通省航空局資料を一部加工

改定項番	現行マニュアル	改定マニュアル案	備考
第Ⅱ編第1部1.1(3)	記載なし	<p>1. 費用対効果分析の概要</p> <p>1-1 評価項目と実施手順</p> <p>(3)費用便益分析と費用対効果分析(総合的な効果の評価)の比較</p> <p><u>費用対効果分析は、空港整備事業により期待される様々な経済主体(ステークホルダー)に対する多様な効果、影響を把握し、当該プロジェクトを総合的に評価する。そのために、多様な効果、影響は、定量的に把握(貨幣換算化含む)可能な効果項目、定性的に表現可能な項目それぞれについてできるだけ網羅的に把握し、当該事業の目的、意義を明らかにすることが重要である。</u></p> <p><u>費用便益分析は、前述した多面的に捉えられた効果、影響のうち、一定の精度をもって貨幣換算可能な効果(便益)と費用を比較するものであり、総合的な評価のうち、投資効率性の観点から判断する一つの指標として適用される。</u></p> <p style="text-align: center;">図 費用便益分析と費用対効果分析の対象の概念図</p>	<p>技術指針の改定(令和7年9月)への対応として、事業評価が投資効率性(B/C等)のみでなく、多様な視点から総合的に評価することが改めて追記されたことに伴い、<u>投資効率性を評価する費用便益分析と多様な視点から評価する費用対効果分析の概念図を追記</u></p>

2. 令和8年度予算における検討内容

【県土整備部 空港港湾課】

空港の機能強化に向けた調査・検討の実施【一部新規】

98,830 千円

目的

- 山形・庄内両空港において、これからの地域の発展のために空港に求められる役割と、その実現に向けて必要な空港機能強化等の方向性について、令和8年度に「空港将来ビジョン」として策定する。

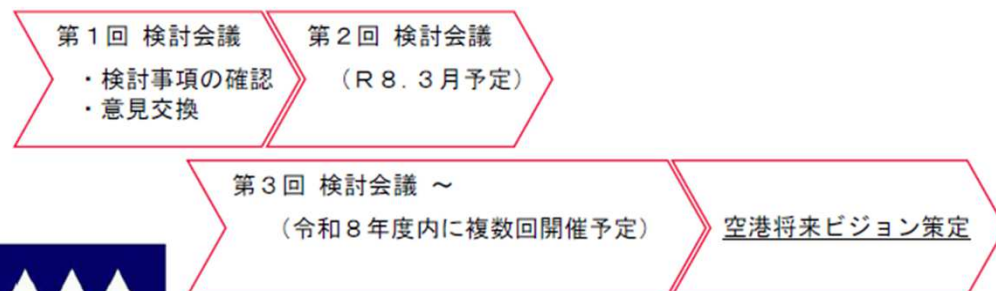


事業内容

- ① 山形・庄内両空港の将来ビジョン策定 20,043千円
 - ・ 令和7年度に設置した空港機能強化検討会議において、各空港で必要となる機能強化等について議論し、将来ビジョンを策定
- ② 機能強化に向けた概略設計等の実施【新規】 78,787千円
 - ・ 両空港において将来需要予測を行い、空港機能強化に必要な空港施設の概略的な設計を実施



空港将来ビジョン策定に向けたスケジュール



空港機能強化検討会議の開催状況



2. 令和8年度予算における検討内容

【みらい企画創造部 総合交通政策課】

高速交通ネットワークの機能強化【拡充】

59,583千円

【庄内空港機能強化事業】

目 的

- 庄内空港ビルの円滑な国際線の受入れに向けて、国内線と国際線の動線分離等に必要な施設の整備を行うもの。

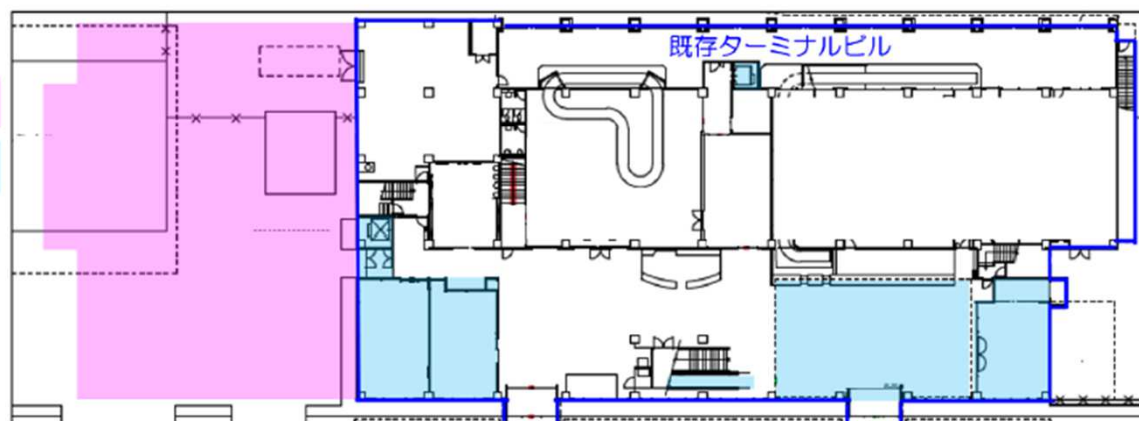
事業内容

- 総事業費は約5.1億円を見込んでおり、令和8年度から9年度にかけて設計業務（基本設計・実施設計）を実施
R8年度：予算額 59,583千円
（R8～9年度債務負担行為の設定 限度額：137,000千円）
- 増築部分は県が、改修部分は庄内空港ビル㈱が事業主体となる予定
- 内閣府の「地域未来交付金」や国土交通省の「地方空港におけるC I Q施設整備補助金」等の活用を想定

【施設整備計画】

増築部分

改修部分



3. 山形県地域防災計画の修正



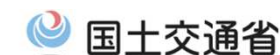
- 令和8年3月13日に開催された「令和7年度山形県防災会議」において、「山形県地域防災計画」を修正
- 県内における大規模災害が発生した際の応急対策活動の中核的な拠点を担う「広域防災拠点」と、他都道府県が被災した際に応援活動を実施するための「広域応援のための広域防災拠点」の設置を明記

修正項目	県地域防災計画の修正内容
広域防災拠点の設置	<p>大規模災害発生時における応急対策活動の中核となる広域防災拠点の設置について明記し、広域応援の円滑な実施に資するため、次の内容を追記する。</p> <p>・広域防災拠点の設置</p> <p>県は、県内における大規模災害発生時に、国、自治体、関係機関等による広域応援の円滑な実施に資するため、国、市町村、関係機関等と連携して、応急対策活動の中核的な拠点として広域防災拠点を設置する。</p> <p>広域防災拠点の果たすべき役割と機能は次のア～エとし、近隣の施設の機能を活用したネットワーク型の分散設置も可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none">ア 応援部隊が被災地に進出するための拠点イ 応援部隊の指揮・宿営・燃料補給等を行う拠点ウ 支援物資の受入れと被災地への送り出しを行う拠点エ 航空機又は船舶による医療搬送や物資輸送等が可能な拠点 <p>県は、被災状況に応じて、あらかじめ指定した候補施設の中から適切な施設を選定し、広域防災拠点を設置する。また、当該施設等の管理者に対し、広域防災拠点として使用することに対する協力を求め、拠点としての機能が適切に運用されるよう努める。</p> <p>・広域応援のための広域防災拠点の設置</p> <p>県は、他都道府県において大規模な災害が発生し、被災都道府県への応援が必要になった場合、円滑に広域応援活動を実施するため、国、市町村、関係機関等と連携して、<u>山形空港及びその周辺に広域防災拠点を設置する。</u></p> <p>広域応援のための広域防災拠点の果たすべき役割と機能は次のア～エとし、県は、必要な機能が確保されるよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none">ア 応援部隊が被災地に進出するため一時的に集結する進出拠点イ 被災地で活動する応援部隊の指揮、宿営、燃料補給等を行う拠点ウ 支援物資の受入れと被災地への送り出しを行う拠点エ 航空機による医療搬送や物資輸送等が可能な拠点

4. 空港基本方針の改正



「空港の設置及び管理に関する基本方針」の改正について



- 「空港の設置及び管理に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)は、平成20年の空港法の改正とあわせ、空港法第3条に基づき定められたもの。
- 基本方針は、空港機能施設事業者の指定に係る審査基準の効果を有するほか、空港の効果的かつ効率的な設置及び管理を図るため必要な指導、助言及び勧告をする際の指針等の役割を担う。
- 今般、基本方針策定以降の空港を取り巻く環境の変化を踏まえ、基本方針の内容を更新する改正を行う。(2026年4月適用)

改正概要

航空・空港政策の変化

- 成田空港の更なる機能強化
 - 航空・空港の脱炭素
 - 空港の受入環境整備
 - 空港のDXの推進
 - 保安検査の実施主体移行
- 等

周辺環境の変化

- 人口減少 / インバウンドの増加
 - 近隣アジア諸国・地域の空港整備
 - 国際情勢の不透明化
 - 激甚災害の頻発化
 - コンプライアンス意識の高まり
- 等

主な改正事項

- 訪日外国人旅行者の増加や地方分散を踏まえた空港受入体制の強化
 - 自然災害の頻発化・激甚化に対応した空港の耐災害性や防災拠点機能の強化
 - 公共施設等運営事業(コンセッション)導入等の空港経営改革の推進
 - 多様性・包摂性が確保され、誰もが安心して使いやすい空港とするためのユニバーサルデザイン化
 - 空港駐車場の混雑緩和や新たなニーズへの対応
 - 保安検査の実施主体の空港管理者等への計画的な移行に向けた検討
 - 空港の脱炭素化の推進
 - 空港DXの推進
 - 空港会社、空港運営権者及び空港機能施設事業者のガバナンス(企業統治)確保
 - 空港業務(空港グランドハンドリング、空港給油、保安検査等)の事業運営のあり方
 - 首都圏、近畿圏、中部圏等における空港相互間の連携のあり方
- 等

4. 空港基本方針の改正



第一 空港の設置及び管理の意義及び目標に関する事項

3. 空港関係者の役割

従来より規定

空港関係者	役割
① 国	国は、空港政策をどのように展開するかを定める本基本方針の実現に向けた施策を講じるとともに、国管理空港の設置及び管理に関する責任者として、地域の関係者、空港機能施設事業者等と連携し、航空ネットワークの拠点となる空港が向かうべき方向性を視野に入れ、空港の整備及び運営を適切に行い、航空ネットワークの拡充のための基盤整備を含む空港機能の強化、空港における安全・安心の確保等を図ることとする。また、国以外の空港管理者や空港運営権者に対し、適切に指導監督を行い、利用者の便益の増進、空港における安全・安心の確保等を図ることとする。
③ 空港管理者 (地方公共団体)	空港の管理者である地方公共団体は、その管理する空港の設置及び管理に関する責任者として、国等の関係者と連携し、将来の空港のあり方を考慮に入れながら、創意工夫を生かした空港の整備及び運営を通じて、利用者便益の増進、空港における安全・安心の確保等を図ることとする。
⑤ 空港機能施設事業者等	空港機能施設事業者及び空港において様々な役務を提供する各事業者は、利用者の視点に立って、提供する施設・役務の質を向上するとともに、空港における安全・安心の確保等を図ることとする。また、空港の関係地方公共団体その他の関係者については、以下の役割を果たすことが望まれる。
⑥ 関係地方公共団体等	空港の関係地方公共団体、観光関係団体、商工関係団体等は、空港を核とした地域の活性化に向け、空港管理者その他の関係者と連携・協力するとともに、協議会（空港法第十四条に規定する協議会をいう。以下同じ。）を積極的に活用し、利用者便益の増進に努めることとする
⑦ 航空運送事業者等	航空運送事業者、貨物運送事業者、グランドハンドリング事業者等は、空港を中心とした人流・物流の主たる担い手として、空港管理者その他の関係者と連携・協力し、空港におけるサービスの向上その他の空港利用者の便益の増進に向け関係者と連携した取組に努めることとする。
⑨ アクセス交通事業者	空港へのアクセス（鉄道、バス、タクシー等）を担うアクセス交通事業者のほか、レンタカー事業者、駐車場運営者は、空港アクセスが利用者便益の重要な要素であることを念頭に、空港管理者その他の関係者との連携・協力による空港アクセス機能の高度化等を図るとともに、利用者の便益の増進に向け関係者と連携した取組に努めることとする。

今回追加 なお、空港は、上記のとおり、**空港管理者のみならず、極めて多様な主体がその整備及び運営に関わっていることから**、例えば、関係者の協議により **空港の将来ビジョンを策定する等を通じて**、全体最適の観点から相互の連携・協力を確保しつつ、**必要な取組を計画的に進めていくことが望ましい。**